

意匠公知資料について

1. 意匠公知資料とは

意匠公知資料とは、意匠審査における迅速かつ的確性・効率性を確保するために必要な審査資料の一部であり、出願意匠の新規性等の審査の基礎資料として審査に活用されるものである。

雑誌、カタログ等の刊行物や、企業のインターネットサイトに掲載された新製品情報を抽出し、公知資料番号・意匠分類・物品名・文献名・発行日等の書誌情報を作成するとともに、製品の写真等をイメージデータとして蓄積している。

2. 意匠公知資料のデータベース蓄積について

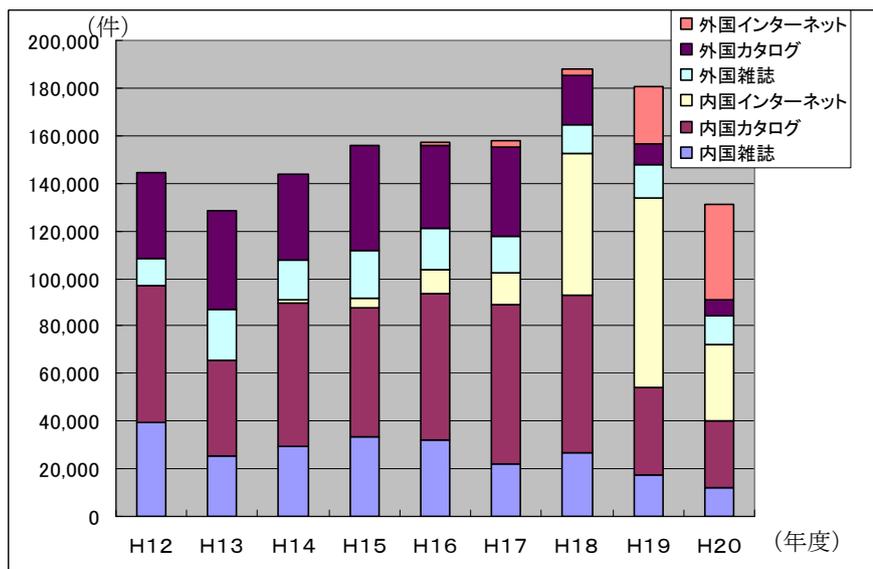
迅速な審査を達成するためにできる限り早期のデータベース蓄積が必要となる。現在、資料受入から1.5ヶ月前後でデータベースに蓄積されている。

意匠公知資料のうち内国雑誌、外国雑誌、内国カタログ、外国カタログは、平成元（1989）年度¹、インターネット公知については平成14（2002）年度以降の資料が電子化され、意匠公知資料データベースが構築されている。

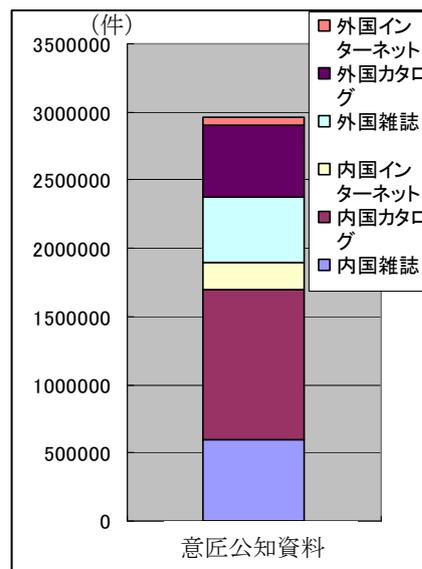
また、公知日について第三者証明を可能とするため、平成18（2006）年度下半期より、内外国カタログについては公証役場で原本に確定日付の証明を受けており、インターネット資料についてはタイムスタンプ（電子ファイルの存在時刻と非改ざんを証明するもの）を取得している。

3. 意匠公知資料のデータベース蓄積状況

【近年の意匠公知資料電子データ作成数推移】



【平成20（2008）年度までの意匠公知資料データベース蓄積状況】



¹ 1989年度以降の資料はすべて電子化されているが、特定分野（玩具、食器棚等）及び審査官が審査に有用として蓄積依頼のあった資料については1989年度より前の資料も電子化されている（約28万件）。